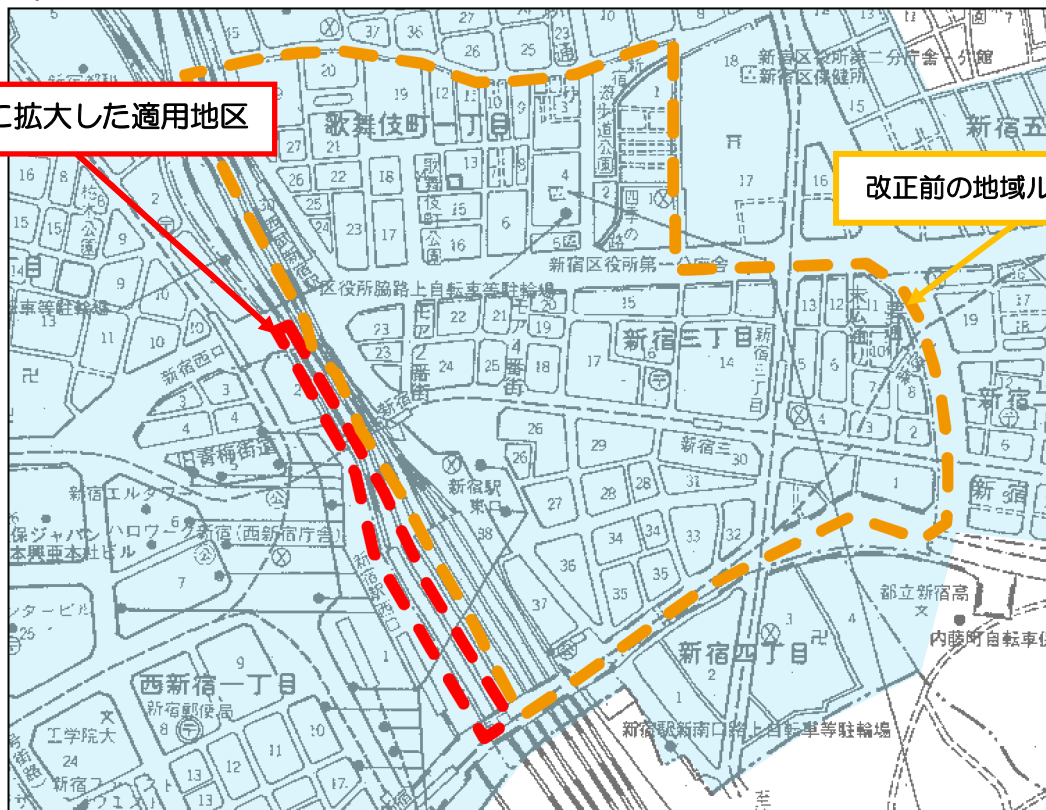


新宿駅東口地区駐車地域ルールを改正しました (適用地区を一部拡大しました)

令和5年1月10日より、新宿駅東口地区駐車地域ルールの適用地区が一部拡大しました。改正内容は以下のとおりです。

改正内容

・適用地区の拡大



地域ルールの施行期日

改正後の地域ルールは、令和5年1月10日から施行しています。

地域ルールの内容等については、事前に新宿区へお問い合わせください。
(問合せ先)

- ▶ 新宿区 都市計画部 都市計画課 都市施設係(本庁舎8階)
新宿区歌舞伎町1-4-1 TEL 03-5273-3547 (直通)
- ▶ 一般社団法人新宿駅東口地区駐車地域ルール運用協議会
新宿区新宿3-9-7 T&TⅡビル TEL 03-5369-1864



令和5年1月発行